

**大阪市東成区における新たな地域コミュニティ支援事業  
業務委託【長期継続】  
募集要項（公募型プロポーザル）**

大阪市では、活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域におけるさまざまな地域課題に取り組めるよう、自律的な地域運営の仕組みづくりを支援するため事業の企画提案を募集します。

この事業に応募される団体は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

大阪市東成区大今里西2丁目8番4号 東成区役所4階  
東成区役所 市民協働課【担当：木村・三村・田畠】  
TEL 06-6977-9118 FAX 06-6972-2738  
E-mail tn0002@city.osaka.lg.jp  
URL <https://www.city.osaka.lg.jp/higashinari/>

## **1 案件名称**

大阪市東成区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託【長期継続】

## **2 事業内容に関する事項**

### **(1) 事業の目的**

大阪市では、平成24年7月に策定した市政改革プランのもと、中間支援組織と連携しながら、多様な活動主体が参画して地域課題に取組む地域活動協議会の形成や財政的な支援を行なってきた結果、地域活動の活性化や自律的な地域運営の実現に向けた基盤づくりが進んでいる。

また、社会課題が複雑・多様化し、社会全体で対処すべき「公共」の分野が拡大している中、「新・市政改革プラン」の推進により、地域活動協議会による自律的な地域運営を更に促進するため、地域の実情に即したきめ細かな支援を行い、仕組みの定着を図ることで、より多くの住民参加による自律的な地域運営の実現に向けた取組みを進めてきた。

今後も、地域活動協議会が地域社会の将来像を共有しながら地域の多様な意見を的確に反映し、活動内容の透明性を確保しつつ自律的な地域運営を行っていくためには、それぞれの地域活動協議会の運営レベルや地域実情に応じた支援が必要となっており、中間支援組織が、民間従事者としての柔軟な立場やノウハウを活かし、地域の各種団体の人才培养や資金確保の支援、活動情報の幅広い発信をはじめ、連携・協働の橋渡しの役割を担うことで、地域活動協議会が自身の自律運営、大きな公共を担う活力ある地域づくりを実現することを本業務の目的とする。

### **(2) 業務内容等**

別紙仕様書を参照のこと。なお、仕様書は基本的な業務内容を示したものであり、公募型プロポポーザルによる提案を受けて、仕様を追加・変更する場合がある。

### **(3) 事業規模（契約上限額）**

金 33,251,832 円

年度	上限額（消費税及び地方消費税を含む）
令和8年度	15,347,000 円
令和9年度	15,347,000 円
令和10年4月・5月	2,557,832 円
合計	33,251,832 円

### **(4) 契約期間**

令和8年4月1日（予定）から令和10年5月31日まで（26か月）

### **(5) 費用分担**

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

## **3 契約に関する事項**

### **(1) 契約の方法**

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

## （2）委託料の支払い

支払いは、事業完了後、本市の検査を受けてから経費額を確定した後に支払うこととする。但し、部分払いを希望する場合は、業務の完了前に業務の出来高部分に相応する業務委託料相当額について請求することができる。

## （3）契約保証金

契約保証金	免除
保証人	否

## （4）再委託について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等  
イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## （5）その他

ア 本案件に関する予算は、現在、令和8年度大阪市一般会計予算要求をしている段階

であり、大阪市会において案件に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。

なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受注予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。

イ 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和8年度予算の成立を条件とする。

ウ 本案件は、複数会計年度にわたる長期継続契約であり、各年度の予算が保証されているものではないため、翌年度以降において所要の当該金額について減額または削減があった場合は、発注者は当該契約を解除することができるとしている。

エ 受注者決定後契約締結までに、受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

オ 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

カ 原則として、提案した事業内容を実施しなければならないが、本市との協議により修正する場合がある。

#### 4 応募資格

次の基準の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができる。

※ 資格審査申請は、別表1に掲げる書類の提出により行う。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 過去2か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。

(3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。

(4) 公募型プロポーザル参加申出時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(6) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件すべて満たしているときに限り、可能とする。

ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めません。

ウ 構成員すべての事業者が上記（1）～（5）の基準すべてを満たしていること。

エ 代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること

オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。

なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること

カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。

キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

## 5 事業者選定及び主な事業スケジュール（予定）

年 月 日		内 容
令和 7 年 12 月 17 日	水	公募開始
令和 7 年 12 月 24 日	水	質問受付期限
令和 8 年 1 月 6 日	火	質問回答（ホームページ掲載）
令和 8 年 1 月 14 日	水	参加申請関係書類の提出期限
令和 8 年 1 月 19 日	月	参加資格決定通知発送
令和 8 年 1 月 26 日	月	企画提案書の提出期限
令和 8 年 2 月中旬		プレゼンテーション審査
令和 8 年 2 月下旬		選定結果の通知
令和 8 年 4 月 1 日		契約日・事業開始

## 6 応募手続き等に関する事項

### （1）質問受付

#### ア 申込期間

公募開始日から令和 7 年 12 月 24 日（水）午後 5 時 30 分まで

#### イ 申込方法

質問票（様式 1）に明記し、E メールにて「件名」の始めに「【新たな地域コミュニティ支援事業 質問】」と明記して表面記載のアドレスまで送信すること。口頭または電話による申し込みは受け付けない。また、締め切り以降の質問は受け付けない。受け付けた質問については、令和 7 年 1 月 6 日（火）（予定）にホームページに掲載する。なお、個別には回答しない。また、質問がない場合は掲載しない。

### （2）参加申請書類の提出及び参加資格決定通知

#### ア 受付期限 令和 8 年 1 月 14 日（水）午後 5 時 30 分まで

#### イ 提出書類 別表 1 の書類を提出すること。

#### ウ 提出場所 東成区役所 4 階市民協働課

※メール及び FAX 不可。受付後の提出書類の撤回、取消し、変更、並びに返却はできない。

※郵送の場合は、1 月 14 日（水）必着

#### エ 参加資格決定通知 令和 8 年 1 月 19 日（月）付（予定）で E メール又は文書により通知する。指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を送付する。

### （3）企画提案書類の提出

#### ア 受付期間

参加資格決定通知日から令和 8 年 1 月 26 日（月）午後 5 時 30 分まで

#### イ 提出書類

別表 2 の書類を提出すること。

ウ 提出部数

紙資料 6 部（正本…1 部、副本…5 部）または

紙資料 5 部（正本…1 部、副本…4 部）及び電子（PDF）データ（正本・副本）

※提出できる案は、1 案のみとする。また、提案にかかる費用は、すべて応募者負担とする。

※副本には提案事業者名等は記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

エ 提出場所

東成区役所 4 階市民協働課まで持参又は郵送すること。

※メール及びFAX不可。受付後の提出書類の撤回、取消し、変更、

並びに返却はできない。

※郵送の場合は、1 月 26 日（月）必着

**（4）企画提案書類の注意事項**

ア 企画提案書類の提出に際しては、正本及び副本セットをそれぞれA4 紙ファイルに綴って提出すること。

イ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名等を記入すること。なお、提案事業者名の記載は正本のみとし、副本には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

ウ 期限後の提出・差し替えは認めない。（大阪市が補正等を求める場合を除く。）

エ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募の参加資格を失うものとする。

オ 提案書類の作成にあたっては、仕様書の「特に重点とする内容」等をよく理解したうえで、提案内容に反映し、わかりやすく記載すること。

カ 地域活動協議会の自律的な地域運営の支援が計画的かつ効果的に行えるように、長期継続契約としています。提案にあたっては仕様書の内容に基づき、P D C A サイクルによる業務管理を行いながら、単年度ではできない戦略的な支援策を提案してください。

**（5）参加の無効等**

提出書類に虚偽の記載をした者及び参加申請関係書類の提出期限から選定会議開催日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

**（6）提出書類の返却**

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。なお、応募書類は事業者選定に、添付書類は参加資格の審査にのみ利用し、他の目的には使用しない。（但し、「大阪市情報公開条例」の規定に基づく公開を除く。）

**（7）提出書類の不備**

提出書類に不備があった場合は、当該提案事業者を事業者選定の対象としない。

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定基準

選定基準は次のとおり。

選定基準	審査内容	配点
① 事業の企画内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・本事業の目的及び業務内容の理解度（5点）</li><li>・事業の計画性、実施内容の妥当性、実現可能性（35点）※うち重点項目に対する配点20点</li><li>・事業内容の独創性、専門性（10点）</li><li>・地域課題解決に向けたアプローチ手法（10点）</li></ul>	60点
② 事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・確実に遂行できる組織体制、運営基盤</li></ul>	15点
③ 類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・類似業務に関する専門性</li></ul>	15点
④ 所要経費、 積算見積金額	<ul style="list-style-type: none"><li>・積算の妥当性</li><li>・所要経費の合理性かつ効率性</li></ul>	10点

### (2) 選定・審査方法

ア 選定にあたっては、「大阪市東成区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」）において、上記の選定基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、全委員の平均評価点により、最優秀提案事業者を選定する。

但し、最高点の者が複数者いる場合は、企画提案における「事業の企画内容」の点数が高い方とし、これにより決定しない場合は、順に「事業の実施体制」、「類似業務の実績」、「所要経費、積算見積金額」が高い方とする。

なお、評価点数が全委員の平均で60点に満たない場合は、選定対象とはしない。

イ 審査は、選定委員会において書類審査及びプレゼンテーション審査により行う。

#### 【書類審査】

提出された企画提案書により評価を行う。

#### 【プレゼンテーション審査】

日 時：令和8年2月中旬（予定）

開催場所：東成区役所 会議室

※詳細な時間等については、別途通知する。

※提出した紙ベースの資料により説明すること。

※審査の結果については、書面で通知する。

ウ 以下の内容について、大阪市ホームページ（東成区）で公表する。

（ア）選定委員の氏名、役職等

（イ）選定委員会の開催日

（ウ）審査の結果（審査項目、配点、評価点等）

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格とする。

ア 応募者が選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に上記4「応募資格」の要件に該当しなくなった場合

ウ 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合

- (ア) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (イ) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (ウ) 応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合
- (エ) 応募金額が「2 事業内容に関する事項（3）」を上回っている場合
- (オ) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## **8 その他**

- (1) 本事業の提案、実施に関わり提出していただいた書類は、公文書として、「大阪市情報公開条例」の規定に基づき、原則公開となる。
- (2) 本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類については、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 事業の実施報告
  - ア 事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、随時報告すること。
  - イ 個人情報の保管については、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき、厳重に行うこと。
  - ウ 事業完了後に事業報告書を提出すること。

## **9 参考資料**

- ・「東成区まちづくりセンター」（中間支援組織）の概要
- ・地域活動協議会の概要

## 公募型プロポーザル参加申出書類一覧

別表1

応募期限：令和8年1月14日（水）午後5時30分まで ※メール及びFAX不可

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
① 公募型プロポーザル参加申出書	様式2
② 業務実績調書	団体等の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式自由
③ 登記簿謄本、又は登記事項全部証明書	法人の場合。提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可
④ 申請内容確認書	様式3
⑤ 貸借対照表、損益計算書の財務諸表又は確定申告書	
⑥印鑑証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可
⑦使用印鑑届	様式4
⑧団体目的等についての誓約書	様式5
⑨過去2か年の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 税務署の様式その3又はその3の3様式〔法人〕、またはその3の2様式〔個人〕) 非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること。
⑩最近2か年の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可 但し、営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、 その旨を記載した理由書を提出すること。
⑪委任状	共同体での申請の場合のみ・様式6
⑫協定書	共同体での申請の場合のみ
⑬誓約書	様式番号なし

※大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、③・④・⑤・⑥・⑦・⑨・⑩を省略可能。

## 企画提案書類一覧

別表2

提出期間：参加資格決定通知日から令和8年1月26日（月）午後5時30分まで

※メール、及びFAX不可

提出部数：紙資料6部（正1部、副5部）または

紙資料5部（正本…1部、副本…4部）及び電子（PDF）データ（正本・副本）

※副本には提案事業者名等は記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できる記載は行わないこと。

名 称	様 式 ・ 取 扱 い 等
応募申請書	様式7 代表者印を捺印してください。
企画提案書	様式8-1から様式8-14
役員名簿	様式9 既存のものがある場合は、その写し等で可
事業概要	最近2事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書 何れも任意団体にあってはこれに相当する書類
定款の写し	任意団体等にあっては、これに相当する書類